

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則（勞政訓練課）

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築課）

◇告 示 字の区域の新設等（地方課）

字の区域の変更（三件）（〃）

土地改良事業の認可（三件）（農村整備課）

土地改良法による換地処分（四件）（〃）

保安林の指定（造林課）

保安林の指定施設要件の変更予定（〃）

規 則

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県立専修職業訓練校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「土木科」を「土木測量科」に、「経理事務科」を「OA事務科」に、「ブロック建築科」を「エクステリア科」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

宇倍野第一団地

宇倍野第二団地

第八号から第十三号ま
第二十一号から第二十

での住宅	六	八、三〇〇円
四号までの住宅	四	一六、〇〇〇円
	八	八、三〇〇円

を

宇倍野第一団地
宇倍野第二団地

八	一六、〇〇〇円
四	一八、五〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年三月十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による原手地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

三部字原手

同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）

三部字桑原道下タ二七二の一部
 三部字原手宮ノ下三八五の一部、三八五の二の一部、三八六の一、三八六の二、三八七、三八八の一部及びこれらと一体をなす国有地
 三部字北貝市三九〇の二の一部、三九一の一、四一〇の二及びこれらと一体をなす国有地
 三部字原手北貝市尻四一一の一、四一二の一部、四一四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
 三部字下モ原手四一五の一、四一五の二、四二六の一部、四一七及びこれらと一体をなす国有地
 三部字原手畦高四一八、四一九、四二〇の一部、四二一の一部、四二六の一の一部、四二六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
 三部字割田四二七の一、四二七の二、四二八の一部、四二九の一部、四八五から四八七までの一部、四八九の一部、四九〇、四九一及びこれらと一体をなす国有地
 三部字柳田四九五の一、四九五の二、四九五の五、四九六の一部、四九七の一部、四九八の一の一部、五一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>福吉字石橋一の一の一部</p> <p>同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>三部字桑原道下 タ</p>	<p>三部字桑原道下のうち二七二の一部以外の区域 三部字原手宮ノ下三八四の一、三八四の二、三八五の一の 一部、三八五の二の一部、三八八の一部及びこれらと一体 をなす国有地の一部 三部字北貝市三九〇の二の一部 三部字下モ原手四一六の一部及びこれと一体をなす国有地 三部字割田四二八の一部、四三〇の一部、四三三の一部及 びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三部字北貝市</p>	<p>三部字北貝市のうち三九〇の二、三九一の一、四一〇の二 及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三部字原手宮ノ下三八八と一体をなす国有地の一部 三部字原手北貝市尻四一一の二及びこれと一体をなす国有 地の一部並びに四一一の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>三部字割田</p>	<p>三部字割田のうち四二七の一、四二七の二、四二八から四 三〇までの一部、四三三の一部、四八五から四八七までの 一部、四八九の一部、四九〇、四九一及びこれらと一体を なす国有地以外の区域</p>
<p>三部字柳田</p>	<p>三部字柳田のうち四九五の一、四九五の二、四九五の五、 四九六の一部、四九七の一部、四九八の一の一部、五〇〇 の一部、五〇一の一部、五〇二の一部、五〇三の一の一部、 五一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区 域 三部字原手北貝市尻四一三の一部、四一四の一部及びこれ らと一体をなす国有地</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>三部字原手宮ノ下、三部字原手北貝市尻、三部字下モ原手 及び三部字原手畦高</p>
<p>福吉字山下</p>	<p>福吉字山下のうち一六の二、一七の二、二二の一及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域 福吉字石橋一の一の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>福吉字石橋</p>	<p>福吉字石橋のうち二の一部、三、四の一部、五の一の一部、 一一の一の一部、一一の二及びこれらと一体をなす国有地 の一部以外の区域 福吉字山下一六の二、一七の二、二二の一及びこれらと一 体をなす国有地 三部字原手北貝市尻四一二から四一四までの一部及びこれ らと一体をなす国有地 三部字原手畦高四二二の一部 三部字柳田五〇〇から五〇二までの一部、五〇三の一の一 部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>鳥取県告示第二百六十八号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定 に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた ので、同条第二項の規定により告示する。</p>

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による南谷（向山）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十月一日現在の地番による。）
大字松河原字宮谷	大字松河原字宮谷のうち一八一四の二、一八一五の二、一八一七の一、一八二四の一、一八二四の二、一八二五の一から一八二五の三まで、一八二六から一八三一まで、一八三二の一、一八三二の二、一八三三から一八三七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字松河原字向山	大字松河原字宮谷一八一四の二、一八一五の二、一八一七の一、一八二四の一、一八二四の二、一八二五の一から一八二五の三まで、一八二六から一八三一まで、一八三二の一、一八三二の二、一八三三から一八三七まで及びこれらと一体をなす国有地
大字松河原字ヒイガ谷	大字松河原字向山の全域 大字松河原字ヒイガ谷一八五二、一八五三、一八五四の一から一八五四の五まで、一八五七から一八五九まで、一八六〇の九、一八六〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字松河原字ヒイガ谷のうち一八五二、一八五三、一八五四の一から一八五四の五まで、一八五七から一八五九まで、一八六〇の九、一八六〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字松河原字ヒイガ谷のうち一八五二、一八五三、一八五四の一から一八五四の五まで、一八五七から一八五九まで、一八六〇の九、一八六〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福岡（飛子原）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年十一月一日現在の地番による。）
福岡字道下タ	福岡字道下タのうち三八〇〇の一部、三八〇二の一、三八〇三の一の一部、三八〇三の二以外の区域
福岡字鐘場	福岡字道下タ三八〇〇の一部、三八〇二の一、三八〇三の一の一部、三八〇三の二 福岡字鐘場の全域 福岡字飛子原三八七五の一の一部、三八七九の一部、三八八〇の一の一部、三八八〇の二、三八八二の一部、三八八三の一部、三八八四、三八八五、三八八六の一の一部、三八八六の二、三八九一の一の一部、三八九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

福岡字飛子原

福岡字飛子原のうち三八七五の一の一部、三八七九の一の一部、三八八〇の一の一部、三八八〇の二、三八八二の一の一部、三八八三の一部、三八八四、三八八五、三八八六の一の一部、三八八六の二、三八九一の一の一部、三八九一の二の一部、三八九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による貝田地区下たんぼ工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和六十年六月一日現在の地番による。）

大字貝田字京屋林

大字貝田字京屋林のうち一六の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字貝田字林辺

大字貝田字京屋林一六の二及びこれと一体をなす国有地

り

大字貝田字高下

大字貝田字林辺りの全域
大字貝田字江尾道三七四の一部、三八二の二、三八四、三八五、三八六の一、三八六の二、三八七の一部、三八八の一部、三九〇の五及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字貝田字高下のうち五〇の三及びこれと一体をなす国有地並びに五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字貝田字下小林

大字貝田字下小林のうち一八七の二から一八七の四まで以外の区域

大字貝田字中屋敷

大字貝田字中屋敷のうち二四七の四、二四七の五、二四八の一、二四八の三、二四八の五、二四九の五、二四九の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字貝田字畑

大字貝田字畑のうち二五一の五の一部、二五四の一部、二五五の一部、二五六の一の一部、二五六の二の一部以外の区域
大字貝田字紙屋田二六五の一部
大字貝田字中田三一八の一部及び三一八、三一九と一体をなす国有地の一部

大字貝田字紙屋田

大字貝田字下小林一八七の四
大字貝田字紙屋田のうち二六五の一部以外の区域
大字貝田字壁尻二六八の一部、二七四の一部、二七五の一部
大字貝田字中通り二八六から二八八までの一部、三〇三の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字中田三一八の一部及びこれと一体をなす国有地

大字貝田字壁尻

大字貝田字下小林一八七の二、一八七の三
大字貝田字壁尻のうち二六八の一部、二七四の一部、二七

<p>大字貝田字中通</p>	<p>五の一部以外の区域 大字貝田字中通り二八四の二の一部、二八五の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字貝田字中通</p>	<p>大字貝田字高下五〇の三及びこれと一体をなす国有地並びに五〇の一と一体をなす国有地の一部 大字貝田字中通りのうち二八四の二の一部、二八五から二八八までの一部、三〇三の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字貝田字中田三一七の一部、三一八の一部及び三一五の一、三一七、三一八と一体をなす国有地の一部 大字貝田字江尾道三八九の四、三九〇の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字貝田字中田</p>	<p>大字貝田字中屋敷二四七の四、二四七の五、二四八の一、二四八の三、二四八の五、二四九の五、二四九の七及びこれらと一体をなす国有地 大字貝田字畑二五一の五の一部、二五四の一部、二五五の一部、二五六の一の一部、二五六の二の一部 大字貝田字中田のうち三一七の一部、三一八の一部及び三一五の一、三一七、三一八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字貝田字江尾道</p>	<p>大字貝田字江尾道のうち三七四の一部、三八二の二、三八四、三八五、三八六の一、三八六の二、三八七の一部、三八八の一部、三八九の四、三九〇の四、三九〇の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市桜三九六山根栄光ほか二十六人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業桜後口山地区農用地造成）を昭和六十三年三月七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）添谷地区農業用排水）を昭和六十三年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業東宇塚地区ため池等整備）を昭和六十三年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る原手地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業に係る南谷（向山）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る福岡（飛子原）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る貝田地区下たんば工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本堂山二二三二の一、二二三三の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百七十九号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受け

たので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字本谷奥（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字本谷奥（次の図に示す部分に限る。）

2 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本谷奥（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)